

綾瀬市法律援助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が法律による紛争の解決を必要としている場合において裁判その他の法による制度を利用しやすくするため、神奈川県弁護士会（以下「弁護士会」という。）が行う法律援助事業に要する経費に対して補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 刑事被疑者弁護援助事業
- (2) 少年保護事件付添援助事業
- (3) 子どもに対する法律援助事業
- (4) 犯罪被害者法律援助事業
- (5) その他弁護士会が行う法律援助事業

(補助額)

第3条 補助金の額は、申請する年度の前の年度に交付した補助金の額に100分の105を乗じて得た額を上限とする。ただし、100円未満を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 弁護士会は、補助金の交付の申請をしようとするときは、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に事業計画書を添付して市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第5条 弁護士会は、規則第12条第1項に規定する書類を事業完了の日から30日以内に市長に提出しなければならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。